紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

入江善重郎　大河内巽　浅間晶子
松倉俊一　松倉隆二　佐野千恵子
奥山喜藏　栗原泉　村瀬明代

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

船井哲良　吉田茂　丹阿弥丹波子
久保井恒彦　東原俊郎　田邊博子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

古賀常次郎

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

奥山二三郎

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

積水樹脂株式会社
株式会社タクミナ
株式会社光製作所
株式会社R&Dホールディングス
大日本除蟲菊株式会社
千代田建設興業株式会社
中北薬品株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故十二新作遺族　十二　法子

故横山巖遺族　横山タケ子

褒章条例第八条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、ガーナ国大統領ジョン・エバンス・アッタ・ミルズ閣下逝去につき、七月二十六日同国大統領ジョン・ドラマニ・マハマ閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

衛生管理者登録再講習実施機関の登録事項の変更

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第４条の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第４条の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．登録再講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　衛生管理者登録再講習実施機関第１号
　社団法人外航船員医療事業団
　会長　芦田　昭充
　東京都千代田区内神田１丁目４番13号ＣＲＣ北大手町ビル
２．変更しようとする事項
　⑴　登録再講習実施機関の名称
　　変更前：社団法人外航船員医療事業団
　　変更後：一般社団法人外航船員医療事業団
　⑵　登録再講習事務を行う事務所の名称
　　変更前：社団法人外航船員医療事業団
　　変更後：一般社団法人外航船員医療事業団
３．変更しようとする日　平成24年４月１日
４．変更の理由　平成24年４月１日付けで特例民法法人から一般社団法人に移行のため。

安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　安全担当者登録講習実施機関第２号
　船員災害防止協会
　会長　菊地　剛
　東京都千代田区麹町４丁目５番地
２．変更しようとする事項
　登録講習実施機関の代表者の氏名
　　変更前：菊地　剛
　　変更後：森本　靖之
３．変更しようとする日　平成24年５月26日
４．変更の理由　平成24年５月26日付け会長交代のため。

衛生管理者登録講習実施機関の登録事項の変更

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第21条の規定において準用する第４条の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第21条の規定において準用する第４条の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　衛生管理者登録講習実施機関第１号
　船員災害防止協会
　会長　菊地　剛
　東京都千代田区麹町４丁目５番地
２．変更しようとする事項
　登録講習実施機関の代表者の氏名
　　変更前：菊地　剛
　　変更後：森本　靖之
３．変更しようとする日　平成24年５月26日
４．変更の理由　平成24年５月26日付け会長交代のため。

危険作業登録講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第96条の規定において準用する第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第96条の規定において準用する第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　危険作業登録講習実施機関第１号
　船員災害防止協会
　会長　菊地　剛
　東京都千代田区麹町４丁目５番地
２．変更しようとする事項
　登録講習実施機関の代表者の氏名
　　変更前：菊地　剛
　　変更後：森本　靖之
３．変更しようとする日　平成24年５月26日
４．変更の理由　平成24年５月26日付け会長交代のため。

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第２号
　船員災害防止協会
　会長　菊地　剛
　東京都千代田区麹町４丁目５番地
２．変更しようとする事項
　登録講習実施機関の代表者の氏名
　　変更前：菊地　剛
　　変更後：森本　靖之
３．変更しようとする日　平成24年５月26日
４．変更の理由　平成24年５月26日付け会長交代のため。

船舶料理士登録試験実施機関の登録事項の変更

船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第７号）第11条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第23条第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎